

# 新県立大学に係る公立大学法人組織について（案）

H27. 6. 15

県立大学設立準備課

## 1 公立大学法人組織について

新県立大学に係る公立大学法人には以下の職及び機関を設ける。各機関における名称、職務内容、構成等については今後検討する。

### （1）役員

- ア 理事長** 公立大学法人を代表し、その業務を総理する。  
公立大学法人における意思決定を行う。
- イ 副理事長** 公立大学法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して公立大学法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。  
学長は副理事長となるものとする。
- ウ 理事** 定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公立大学法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- エ 監事** 公立大学法人の業務を監査する。

### （2）意思決定に係る手続き機関

#### ア 理事会（仮称）（任意）

理事長が決定するに当たり、次の事項については理事会の議を経るものとする。但し、軽微なものについては理事会の議を経ないで決定できるものとする。

##### 【想定される審議事項】

- ・ 中期目標について知事に述べる意見に関する事項
- ・ 中期計画及び年度計画に関する事項
- ・ 重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ・ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ・ 大学の学部、学科、その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ・ その他理事会が定める重要事項

#### イ 経営審議機関（仮称）

公立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する。

##### 【想定される審議事項】

- ・ 中期目標についての意見に関する事項のうち、公立大学法人の経営に関するもの
- ・ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、公立大学法人の経営に関するもの
- ・ 学則（公立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ・ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ・ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ・ その他公立大学法人の経営に関する重要事項

## ウ 教育研究審議機関（仮称）

大学の教育研究に関する重要な事項を審議する。

### 【想定される審議事項】

- ・ 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く）
- ・ 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く）
- ・ 学則（公立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ・ 教員人事の方針に関する事項
- ・ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ・ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ・ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ・ その他公立大学の教育研究に関する重要事項

## （3）内部の調整機関

### ア 学長選考機関（仮称）

学長の選考を行う。

### イ 大学運営会議（仮称）（任意）

経営審議機関と教育研究審議機関に係る審議事項の整理や、意思決定後の円滑な執行を支援する。

### ウ 不服申立審査委員会（仮称）（任意）

教職員の人事等に関する不服申立を審査する。

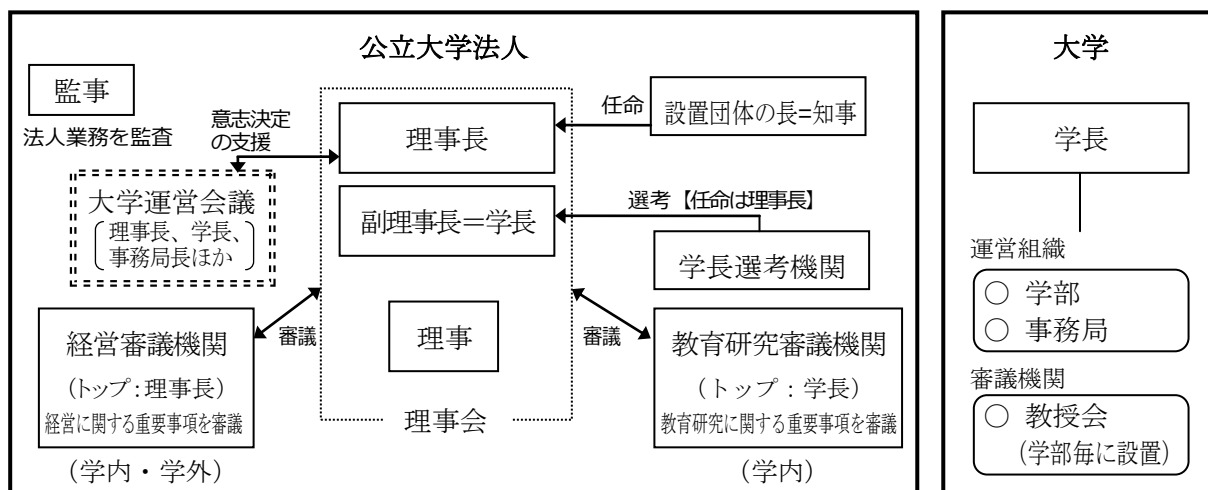
## 2 その他

学部教授会を設置する。

### 【法定審議事項】

- ・ 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
- ・ 学位の授与に関する事
- ・ その他学長から諮問された事項  
(想定される諮問事項) 学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要な事

## （組織イメージ）



※機関、会議名は仮称